

○更新時講習実施要領の制定について

(昭和47年3月30日甲通達運第18号)

更新時講習の実施については、昭和46年甲通達運第25号「運転免許証更新申請者に対する講習実施要綱」により推進してきたところであるが、昭和47年4月1日から道路交通法（昭和35年法律第105号）第101条の3及び同法第108条の2の規定により、更新時講習が義務化され、これに伴ない総理府令（昭和35年総理府令第60号）で講習実施基準が統一された。

これを機に「更新時講習の実施に関する規程（昭和47年県公委規程第3号）」を制定し、さらに別添のとおり「更新時講習実施要領」を定めて、体制、内容とも刷新強化して実施することとしたので、効果的な運用をはかられたい。

なお、昭和46年4月23日甲通達運第25号「運転免許証更新申請者に対する講習実施要綱」は廃止する。

別添

更新時講習実施要領

第1 要領の目的

この要領は、更新時講習の実施に関する規程（昭和47年県公委規程第3号）第12条の規定に基づき、更新時講習の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 講習受託機関への協力

署長及び県本部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、公安委員会から更新時講習（以下「講習」という。）の委託を受けた者（以下「講習受託機関」という。）に対し、講習に必要な管内事故状況などの資料の提供及び会場の調整等できる限り協力し、講習が効果的かつ円滑に実施できるよう配意しなければならない。

第3 講習の時期

講習は、原則として更新免許証の交付時に行うものとする。ただし、道路交通法第101条の2の2第1項の規定により更新申請書の提出を同項に規定する経路地公安委員会を経由して行おうとする者（以下「経路申請者」という。）で公安委員会の行う講習を受講しようとするものについては、公安委員会に更新申請書を提出した日に行うものとする。

第4 講習場所

1 講習の実施場所は、講習の区分に応じそれぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 優良運転者講習

警察署（浜北警察署を除く。）又は各運転免許センター

(2) 一般運転者講習

下田警察署、下田警察署松崎分庁舎、伊豆中央警察署、伊東警察署、熱海警察署、富士宮警察署、清水警察署蒲原分庁舎、牧之原警察署、菊川警察署、掛川警察署、袋井警察署森分庁舎、天竜警察署水窪分庁舎、湖西警察署又は各運転免許センター

(3) 違反運転者講習及び初回更新者講習

各運転免許センター

2 経由申請者に対する講習は、各運転免許センターにおいて実施するものとする。

第5 講習会場

講習を実施する会場は、OHP、ビデオ、アナライザー等視聴覚教材の使用が可能で、かつ、受講者を収容できる適当な広さを有する施設でなければならない。

第6 講習科目等に関する細目

「更新時講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」は、別表のとおりとする。

第7 特別学級の編成及び実施要領

一般運転者講習における特別学級の編成及び実施要領については、別に定める。

第8 講習事務取扱い

1 講習実施計画

(1) 講習受託機関は、毎月25日までに翌々月の講習実施日時及び場所を運転免許課長に報告するものとする。

(2) 運転免許課長は、前記(1)で受けた報告を講習実施月の1か月前までに警察署長に通知するものとする。

2 講習案内

(1) 講習受託機関は、運転免許証の更新を受けようとする者（以下「更新申請者」という。）に対し、講習の日時、場所を記入した講習案内（様式第1号）を交付して、受講日時、講習場所を案内するものとする。

(2) 「講習案内」の交付は、原則として警察署窓口において行うものとする。

(3) 更新申請書から、講習の日時、場所について、特に変更の希望があつたときは、できるだけその者の便宜を図るようにするものとする。

3 資料の配布

教本及び講習に必要な資料は、更新申請者全員に対し、講習受講時に配布するものとする。

4 更新時講習済証の交付

講習受講者で、かつ、次の事項に該当する者に対しては、更新時講習済証（様式第2号）を交付するものとする。

(1) 講習終了後、講習場所において更新免許証の交付が受けられない者

(2) 更新時講習済証を要求した者

第9 講習指導員の研修

講習受託機関は、講習指導員に対し講習の内容に関する知識及び講習の技術について、随時必要な研修を実施して講習の効果を高めるように努めるものとする。

第10 報告

- 1 署長は、更新時講習実施状況報告書（様式第3号）により、翌月5日までに運転免許課長に報告するものとする。
- 2 講習受託機関は、各月の更新時講習の実施状況を翌月5日までに運転免許課長に報告するものとする。